

官民有地境界協定申請書

平成 年 月 日

篠山市長 酒井 隆明 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話
代理人 住 所
職・氏 名 ⑩
電 話

下記により、官民有地の境界の協定を受けたいので、申請します。

記

1. 申請箇所

2. 隣接公共施設名

3. 協定を必要とする理由

4. 添付書類

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 印鑑証明書 | (8) 実測平面図 |
| (2) 委任状 | (9) 実測横断面図 |
| (3) 位置図 | (10) 現況写真 |
| (4) 見取図 | (11) 隣接土地所有者等の同意書 |
| (5) 字限図 | (12) その他 |
| (6) 土地登記簿謄本 | |
| (7) 土地調書 | |

(様式第2号)

委任状

私議、

_____を代理人と定め、

下記の行為を委任します。

記

1. 土地の所在

篠山市

2. 私有地の上記土地と公共用地（ _____ ）との境界
協定に関する委任の範囲は次のとおりです。

- (1) 申請に要する図書及び資料を作成し、官民有地境界協定申請書を提出すること、または取り下げること。
- (2) 申請図面作成者として現地立会いし、協議に応じること。
- (3) 官民有地境界協定図の受領に至るまでの事務。

平成 年 月 日

住所
申請者

氏名

電話

— —
Ⓜ

(様式第3号)

土地調書

所在地()

大字	小字	地番	地目	公簿面積 (㎡)	所有者住所氏名 (原因・年月日)	分筆等沿革 (年月日)	地積測量図 有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無

年 月 日

神戸地方法務局

支局にて調査

調査者

Ⓜ

篠山市まちづくり部地域整備課官民有地境界協定申請要領

1 協定の申請ができる者

協定は、公共用地に隣接する土地の公簿上の所有者の申請に基づいて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- ① 公簿上の所有者以外の者が所有権を取得している場合（証明書添付）
- ② 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。
ただし、法人が解散または倒産した場合は、精算人または管財人とする。
- ③ 共有地の場合は、共有者全員とする。
- ④ 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。（戸籍及び相続関係図添付）
ただし、遺産分割協議書が存在する場合は、その内容とする。
- ⑤ 土地所有者が法定代理人を必要とする場合は、法定代理人とする。この場合においては、法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名のうえ、法定代理人が併記押印して申請するものとする。

2 申請理由の明記

申請理由を具体的に記入すること。（例：分筆、売買、農地転用、用途廃止等）

3 篠山市地域整備課で境界協定のできる官有地

- ① 道路：道路法第8条第1項に規定する市道の用に供されているもの。
- ② 河川：河川法第100条第1項に規定する河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産。
- ③ 里道（赤線）
- ④ 水路（青線）
- ⑤ その他公共物の管理に関する特別の法律の適用のない公共の用に供されている国土交通省所管の国有財産。

4 協定の申請手続

協定の申請をしようとする者（以下「申請者。」）は、官民有地境界協定申請書（様式第1号、以下「申請書。」）に次に掲げる図書を添えて申請するものとするが、申請書に委任状を（様式第2号）を添付し、申請の代行者をおくことができる。

添付図書

- (1) 印鑑証明書
- (2) 第1の①に該当する場合は、売買契約書、土地売渡承諾書、その他所有権を証する書面。
- (3) 位置図（住宅地図程度の付近見取図）
縮尺は、申請箇所を表示するのに適当なものとし周辺の地形及び方位を略記し、当該申請箇所を表示したもの。
- (4) 土地登記簿謄本
申請地、有地番の官有地、隣接地、対側地（市道以外の申請の場合）
- (5) 土地調書（様式第3号）
- (6) 字限図写
法務局備え付けの字限図から当該申請箇所及びその隣接土地の全てを含む範囲を正確に転写したものに同様に着色し、下記の事項を記入押印したものとする。
 - ア 申請箇所（申請箇所が判るよう着色）
 - イ 当該字限図の所在する法務局名。
 - ウ 方位、縮尺が記載されている場合は、方位、縮尺
 - エ 字名、地番及び種別
 - オ 当該字限図の転写年月日及び転写者の資格・職・氏名・印
 - カ 合成字限図を作成（申請箇所が判るよう着色）

キ 字限図をマイラー図面としたことにより、無番地のように見える箇所はマイラー図面以前の字限図の写しを添付。

(7) 実測平面図

縮尺は250分の1から500分の1間で現況を表示するのに適当なものとし、当該申請箇所並びにその周辺の地形及び地上物件を表示した図面に、下記事項を記入押印したものとする。

ア 方位及び縮尺

イ 市町字名及び地番（隣接地含む）

ウ 申請者が主張する境界線（境界標（各境界点）の位置及びその点間距離）を朱線并表示

エ 横断面図面の位置

オ 測量の年月日及び測量者の資格・職・氏名・印（製図者が別の場合はそのものも含む）

カ 隣接地、対側地に既協定がある場合は、○年○月○日協定済みと明記すること

(8) 横断面図

縮尺は、現地の状況等に応じて適宜とし、地形に応じて必要箇所（申請の起点、終点、中間点、変化点等）について作成した図面に下記事項を記入したものとする。

ア 公共用地名及び地番

イ 申請者の主張する境界線を朱線并表示

(9) 現況写真

全体及び断面の箇所（主張線が判明できるようポールを建てたものとする）以後において現地の改築が行われても、当時の現地状況の把握ができるものが望ましい。

(10) 同意関係

隣接地、対側地（里道、水路等の境界協定の場合）の所有者の同意が必要。

ア 利害関係者として地区総代及び水利権代表として水利組合長の同意が必要。

イ 同意については、○番地所有者と記入し、同意者の自筆で協定図面に記名押印のこと。

(11) 申請図面及び協定図面

位置図、合成字限図、平面図、横断面図、同意書等を1枚の図面にまとめて記入できるよう作成し、上記各号の内容を網羅したものであること。

(12) その他

ア 登記簿所有者が死亡して相続が完了していない場合は、戸籍簿謄本・相続関係説明図・住民票を添付し、相続人全員で申請すること。

但し、相続人代表として申請する場合は、他相続人より異議申立がないように申請者において調整し、誓約書等の添付により行うことができる。

イ 隣接地、対側地が法人の場合は、印鑑証明、法人登記簿又は資格証明を添付のこと。

ウ 申請箇所が明らかに法務局備付の字限図と相違している場合は、法務局と協議し、地図訂正等の作業を行った後に申請すること。

5 提出部数 正本 1 部 副本 1 部

6 申請書の返却及び協定不成立

ア 申請者が申請地の所有権がない場合。所有権がなくなった場合。

イ 境界線について、協議不成立の場合。

ウ 申請地、隣接地、対側地が係争中の場合。

エ 隣接地、対側地の境界同意が欠けている場合。

オ 申請箇所が既協定の場合。

カ 申請書の内容に不備があり申請者に補正等を求めたものについて、相当期間（指示後3ヶ月）が経過しても補正がなされない場合。

キ 協議成立後、6ヶ月経過しても協定図の提出がなされない場合。

